

## 設問 12 宿舎ドアポストへのビラ配布

### 1 第1 助言内容

2 本件において、XがA電力会社の原発再稼働に反対するために、A電力会社の職員宿  
3 舎の各住居のドアポストにビラを投函した行為（以下「本件行為」という。）に刑法 130  
4 条前段の住居侵入罪が適用されたとしても、Xの上記自由を不当に侵害することにはな  
5 らないため、違憲とはならない可能性が高い。

### 6 第2 表現の自由との関係について

7 1 まず、Xの本件行為を行う自由は、Xの政治的思想を他者に伝達するためになされ  
8 ているものであり、表現の自由として、憲法（以下省略する。）21条1項によって保障  
9 される。

10 2 また、Xの本件行為に刑法 130 条前段が適用されることにより、Xの本件行為を行  
11 う自由は制約されている。

12 3 もっとも、かかる制約も公共の福祉（13 条後段）の下、正当化されるか否かは別途  
13 検討する必要がある。

14 (1) この点、Xの本件行為を行う自由は、Xの政治的思想を伝達するために行っている  
15 るものであるから、Xの人格的価値と密接に結びついた行為であり、自己実現の価値  
16 を含む。また、その内容も政治的なものであるから、民主政に資する価値を多分に含  
17 むものであり、自己統治の価値も有する。それだけでなく、表現手段の乏しい一般人  
18 にとって、ビラ配りは、簡易かつ有効な表現手段であり、Xの本件行為を行う自由は、  
19 極めて重要な権利である。また、その規制態様については、集合ポストには、明らか  
20 にチラシ等と見られる投函物が入っていたのであり、これらを規制せず、政治的表現  
21 を行ったXのみ処罰することは、Xの表現内容が政治的表現であったためであるこ  
22 とが推察される。そのため、表現内容規制であり、Xにとって、他の代替手段による  
23 表現手段が存在しないことから、規制態様は極めて強度である。そのため、重大な害  
24 悪の発生が明らかかつ差し迫っている場合でない限り、本件行為に刑法 130 条前段  
25 を適用するのは違憲であるとも思える。

26 もっとも、本件行為が行われた場所は、一般公衆が自由に立ち入りできる場では  
27 なく、A電力会社職員の私的領域である。いかに表現の自由といえども、いかなる場  
28 所でもその権利の行使が認められるものではないことに鑑みると、本件行為を行う  
29 自由の重要性は、一定程度にとどまる。また、集合ポストにチラシ等が入っていただ  
30 けのことをもって、表現内容規制と断定するのは早計であり、チラシ等を投函した業  
31 者に対しても刑法 130 条前段が適用されている可能性もあるし、Xが投函したのは  
32 これらのチラシ等があった集合ポストとは異なり、個別の住居のドアポストである。

33 そうだとすれば、本件の事情だけで表現内容に着目した規制とまではいえない。とはいっても、表現内容中立規制であるとしても、それが直接的な規制であれば、厳格に審査する必要性があるものの、本件行為に刑法130条前段を適用するのは、その保護法益である住居等に対する事実上の支配・管理権を保護するためであるところ、Xの表現行為を狙い撃ちにしたものではない。そうすると、本件では、前述した目的のために、刑法130条前段を適用することにより、Xの表現の自由が間接的付隨的に制約されたに過ぎないといえる。そのため、規制態様としては、緩やかである。

40 そこで、本件行為に刑法130条前段を適用することが違憲か否かは、本件行為が他人の権利を不当に害するようなものか否かによって判断するべきと考える。

42 (2) これを本件について見ると、確かに、集合ドアポストには、明らかにチラシ・パンフレット類と見られる投函物が入っていたため、掲示板において、チラシ等の投函のための立ち入りを禁じていたとしても、実際には形骸化しており、住民等とも何のトラブルも起きなかつた以上、A電力会社の職員の権利を不当に害するようなものはなかつたとも思える。

47 しかし、宿舎の掲示板には、明示的にチラシ等の投函を行うことは厳禁である旨示されており、訪問先が特定している業者については、「入退館記録簿」に記帳するよう示されていることから、A電力会社の職員宿舎に居住する者は、これらに掲げた者の立ち入りを拒む意思を明確に表明しているといえる。また、仮に集合ポストにチラシ等が投函されている事実をもって、上記のような掲示は形骸化しているとしても、それは集合ポストにおいてのみ妥当するのみであり、その先の個々の住居のポストへの投函についても同様に考えることはできない。集合ポストにおける領域とは異なり、個々の住居のポストは、私的空间の度合いが増すため、少なくとも、このような個々の住居のポストに投函することを容認していたということはできない。加えて、Xは、前記のような掲示があることを認識していたにもかかわらず、ビラを投函するだけなら特に問題ないと勝手に解釈して本件行為に及んだものであり、悪質性が高いといえる。

59 そうだとすれば、本件行為は、A電力会社の職員宿舎に居住する者の住居等に対する事実上の支配・管理権を不当に侵害するものといえる。

61 4 以上より、本件行為に刑法130条前段が適用されたとしても、Xの上記自由を不当に侵害することにはならない可能性が高い。

63 以上